

農委

なかがわ

平成29年2月

編集発行

那珂川町農業委員会

那珂川町馬頭409

☎ 92-1185



2017年は酉年

那珂川町農業委員会 会長 高嶋 善壽

今年は、十二支で10番目の干支である「酉」年であります。太陽が昇るとき必ず鶏が鳴くため、鶏の鳴き声には太陽の神を呼ぶ力があるといわれています。皆さん、ぜひ、大きな翼で大空を羽ばたく年にしてください。

昨年は、熊本地震や台風10号など自然災害の多い年でした。長雨による日照不足の影響で野菜の生育が遅れ、稲作においても高い栽培技術で減収を食い止め、安心させられました。

また、林業では、大山田上郷の益子宏之さんが、森林資源のフル活用やイノシシの捕獲などの地域貢献活動が認められ、全国林業経営推奨行事における農林水産大臣賞を受賞いたしました。

さらに、スポーツ面では、リオ五輪で本県の萩野選手が金メダルを取るなど多くの日本人選手が活躍し、昨年の漢字に「金」が選ばれたのは、記憶に新しいところです。那珂川町からは、同時に二人のプロ野球選手が誕生しました。私たちも一生懸命応援いたしますので、石井選手・星選手のご活躍を期待いたします。

さて、昨年4月に施行された改正農業委員会法に基づき、那珂川町農業委員会は、平成30年7月に新体制に移行します。新たな制度においては、農業委員の選出方法が、従来の公選制から任命制に変わり、認定農業者や女性・若者の登用が求められています。また、農地の集積、遊休農地の解消、農業への新規参入の支援といった「農地利用の最適化の推進」が重要な任務であり、新たに設けられる農地利用最適化推進委員と農業委員の連携が重要となってきます。新制度への移行に向け準備作業も大詰めを迎えますので、スムーズに移行できるよう万全を期してまいります。

清らかな川の流れと自然豊かな里山がいつまでも続くよう願うものであり、今年も農業委員一丸となって町の農業振興と発展に尽力してまいりますので皆様のご協力をお願いします。

最後になりましたが、農家の皆様にとって豊作で幸多い年でありますことをご祈念申し上げあいさつといたします。

農業委員担当地区一覧表

任期：平成27年7月1日から平成30年6月30日まで

(敬称略)

担当地区名	農業委員氏名	担当地区名	農業委員氏名
馬頭	小杉 弘之	小砂	笹沼 英夫
健武	荒井 武	1区	田代 喜三郎
矢又	大金 治	2区	和泉 芳江
和見	阿久津 功	3区	飯塚 美知夫
小口・三川又	大森 富夫	4区・5区	橋本 征雄
北向田	磯野 均	6区(吉田)・9区(東戸田・神田町)	磯部 正美
久那瀬	益子 幸江	6区(谷田)・7区	鈴木 孝雄
松野・富山	大門 正一	8区	岸 充男
盛泉	星 益次郎	9区(三輪1区～3区) 10区	沼田 一也
谷川・大内(大平・馬坂～仲平・海道平)	斎藤 一男	11区	佐藤 やよひ
大内(高田・滝沢～大畠・光崎)・大那地	大金 武夫	12区	東 隆一
大山田下郷	和地 良一	13区・14区	佐原 宏治
大山田上郷	永山 律子		

農業委員の選出方法が変わります

現在の農業委員の任期は、平成30年6月30日までです。
次回から農業委員の選出方法が「**公選制**」から「**任命制**」に変更になります。
なお、選出方法の改正に伴い「選挙人名簿」の作成は不要となりました。

農業者のための 農業者年金

1. 農業に従事していれば誰でも加入できます

- ・国民年金第1号被保険者
- ・60歳未満の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

※配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2. 保険料は自分で選べて、いつでも見直しOK

- ・月額2万～6万7千円の間で、千円単位で自由に設定
- ・経営の状況や老後設計に応じていつでも見直し可

3. 税制面で大きな優遇措置

- ・保険料は全額社会保険料控除(住民税・所得税が節税に!)
- ・将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用

4. 積立方式で安心

- ・自分で積み立てた保険料と運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」年金なので、少子高齢化が進んでも安心

5. 終身年金

- ・80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金が支給

6. 農業の担い手には保険料補助

- ・認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助有(月額最高1万円)

詳しくは… 農業者年金 [検索 http://www.nounen.go.jp](http://www.nounen.go.jp) 独立行政法人農業者年金基金

農業者年金の内容やご相談については、農業委員会かJAの窓口まで

農地転用は許可が必要です

農地転用とは・・・

農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◆自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。【農地の所有者が申請】



◆農地の売買又は貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。【農地の所有者と転用を実行する方が連名で申請】

*申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談下さい。

各種申請書は毎月5日が締切となります

農地法第3条・4条・5条の許可申請及び非農地証明願は毎月5日が締切となります。

5日が土日・祝日の場合は休みの翌日が締切となります。

※農地利用集積計画作成申出書の締切は月末です。

相続による農地取得について

相続等によって農地の権利を取得した時は、農業委員会に届出が必要です。届出様式は、戸籍の窓口・農業委員会事務局又は町のHPへ。

◆農業委員会が交付する証明書等の一部は有料となります。

(原則本人申請。代理人が申請、受領する場合は委任状が必要となります。)

・農地に関する証明	1件につき200円	(非農地証明・転用事実確認証明)
・農業経営に関する証明	1件につき200円	(耕作証明・農家基本台帳登載証明・農家証明・買受適格証明・相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明)
・農地台帳記録事項		
要約書の交付		1筆につき200円

◆那珂川町の下限面積(別段面積)について

農地法で定められている下限面積(都府県:50a、北海道:2ha)が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができます。

那珂川町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
那珂川町全域	50アール

平成28年第11回農業委員会総会において決定

【下限面積設定理由】

※農家の平均的な経営規模が50アールを上回るため(2015年農林業センサス値から)

※遊休農地解消に向けて利用権設定等を促進しているため

農地は適正に管理しましょう

耕作放棄地は、冬は枯れ草が火災の原因となり、

夏は病害虫等の発生の原因になり、

イノシシ等有害鳥獣の隠れ場所にもなります。



農業委員会の活動

第1回農業委員会研修に参加して

7月6日、県教育会館で開催された第1回農業委員会研修に参加しました。

農業委員会法が改正され、平成30年8月末までに全ての農業委員会が新体制に移行します。今までの公選制から任命制へと選出方法が変更になり、認定農業者が過半数を占めなければならず、女性や青年の積極的な登用が求められています。また、新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなりました。

続いて「とちぎ農業“進化”躍動プラン」についての説明がありました。

農業の担い手の高齢化や人口減少、グローバル化の進展など国内外の様々な情勢が大きく変化する中、稼げる農業と棲みよい農村環境が整うことにより、子どもたちに夢を与え、魅力ある本県の農業・農村の実現を図っていくものです。

主なプロジェクトとして、「新たな園芸生産の戦略的拡大」「国際化に対応した水田・畜産経営の確立」「次代を担う農業人材の確保」など7つのプロジェクトが掲げられています。農業・農村の健全発展を図るため今まで以上に「農地と人」に対する対策を強化していくかなければならないと感じました。

(農業委員 佐藤やよひ)

第2回農業委員会研修に参加して

11月2日、第2回農業委員会研修が、県教育会館で開催されました。

初めに、これから農業政策について、「強い農業」と「美しく活力ある農村の創出」と題し、関東農政局長石田寿氏の講話がありました。

続いて、「農業委員会の制度移行について」の講話が栃木市農業委員会長大橋重氏からありました。栃木市は、昨年4月に新制度へ移行しており、農業委員の業務内容や選出方法、農地利用最適化推進委員の新設や定数などについて詳しく説明がありました。当町農業委員会委員の任期は、平成30年6月末ですが、今後、移行を

検討していく上で大変参考になりました。

昼食の後、10月15日にオープンした「道の駅益子」を視察してきました。

新鮮な農産物、加工食品、工芸品等が数多く並び、大勢の人で賑わっていました。また、地元特産品を使ったレストランも併設されています。広い駐車場を備えており、里山の風景に囲まれた田んぼの中の道の駅といった感じでした。

(農業委員 永山 律子)



那珂川町議会産業建設常任委員会との意見交換会

11月21日、農業委員会終了後に産業建設常任委員会との意見交換会が行われました。今回、初めての開催でしたが、農業委員からは、「高齢者でも栽培できる農産物が選定できないか。」「広重美術館周辺へ農産物直売所を設置できないか。」など提言や意見がありました。また、議会活動や農業委員会法の改正に伴う新制度への移行や農地利用の最適化の推進などについて、情報の共有と相互理解を深めることができました。



平成29年度 町農林業施策並びに予算編成に関する建議要望

平成28年11月15日、町長室において、那須南農業協同組合、那須南森林組合と合同で、町への建議要望を行いました。

担い手不足や耕作放棄地の増加、農林産物の価格低迷など農林業、農山村を取りまく環境が厳しさを増していく中、それぞれの機関から要望がなされました。

農業委員会からは、高嶋会長と大門農村振興専門委員長が出席し、福島町長に対し、要望書の提出を行いました。

要望事項の主なものは次のとおりです。

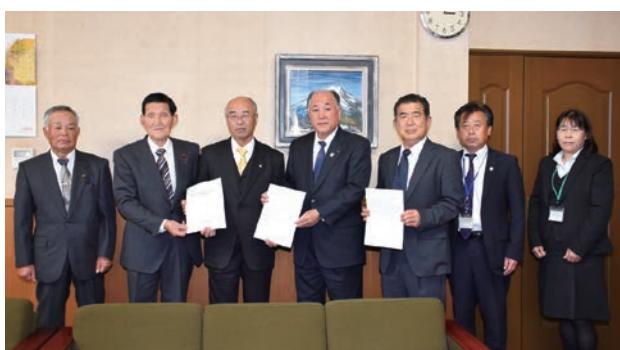
要望事項(一部抜粋)

1 農地利用最適化推進に関する意見

- ①担い手への農地の集積・集約化
- ②耕作放棄地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

2 農業委員会活動の支援

- ①農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数確保
- ②農業委員に女性、若者を積極的に登用



3 農業施策・予算に関する要望

- ①兼業農家や小規模農家への支援
- ②農産物の価格安定・向上対策
- ③農道・用排水路等の維持修繕経費の支援



全国農業新聞の記事を振り返って

～那珂川町農業委員会担当記事～

平成28年2月号



平成28年7月号



「農声」錦部隆太さん タカノぶどう園 星の見える丘農園

平成28年10月号



平成29年新年号



松野農地水環境保全会
「生きもの調査」

富山野菜直売所

全国農業新聞

農業者の視点でお届けします。

- ◆特徴のある週刊新聞
- ◆時代に鋭く斬り込む
- ◆経営に役立つ
- ◆喜びや悩みを共感できる
- ◆読みやすく親しみやすい

解説に力点をおいた企業編とニュース報道
農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
読者の心に訴え、ともに考える
老若男女が楽しく読める



毎週金曜日発行
(月4回)

月700円、年8,400円 購読の申し込みは、農業委員会へ! TEL 92-1185

平成29年度 那珂川町農作業参考賃金表

※ この農作業参考賃金表は、あくまで目安です。受託者及び委託者双方が話し合いのうえ決定してください。

また、圃場が未整備地区については、20%の割り増しが基準となります。

機械燃料については、すべての作業で受託者負担になります。 ※「金額」欄は、消費税8%込の料金です。

作業種別		単位	金額(円)	備考
水	耕起	鋤・パワーディスク	10a 5,400	麦・大豆・そば共通
		ロータリー	10a 4,320	
	荒	代	10a 3,240	
	植	代	10a 4,320	
	畦	ぬり	1m 55	
	育苗	苗	1箱 702	種子含
	苗運搬	搬	1箱 76	
	田植	植	10a 6,480	苗運搬別、補植委託者 側条施肥田植は1,080円割増 除草剤同時散布は540円割増 (肥料、農薬代は含まず)
	稻刈	バインダー	10a 6,480	結束繩委託者持ち(よせ刈別)
		コンバイン	10a 15,120	よせ刈別、倒伏50%以上5,400円増・わら結束3,240円増
稻	粉運搬	搬	10a 1,080	圃場から乾燥施設 4km以内
	脱穀	穀	10a 6,480	
	乾燥	燥	30kg 540	乾燥調整水分18%以上1%につき22円加算
	調整	整	30kg 324	
	播種	全面バラ	10a 1,080	種子代別
		ドリル	10a 3,780	種子代別
麦	刈取	取	10a 14,040	
	播種	種	10a 3,780	種子代別
	中耕	耕	10a 2,160	
	培土	土	10a 3,240	
大豆・そば	刈取・脱穀	穀	10a 8,640	
	一般作業	1人	7,000	8時間(時間給については、作業程度により決定してください)
	薬剤散布	10a	1,620	粒・粉・液剤薬品は委託者持ち
	施肥	マニュアルプレッダー	10a 2,160	堆肥代別
		ブロードキャスター	10a 1,080	1回散布
共通	作業機械輸送費	1回	2,160	輸送距離2km以上
	ヘイベイラー	1梱包	258	45cm×40cm×80cm基準・運搬別料金
	ロールベイラー	1梱包	1,543	1.2m標準 運搬別料金、ロールラッピングは別料金
	牧草刈り	10a	2,060	ディスクモアーによる
			20,600	コーンハーベスターによる
参考料金	心土破碎	10a	9,000	バイプロドレーナーによる
	反転作業	10a	772	稻わら・牧草

那珂川町農地の賃借料情報

平成21年の農地法の改正により標準小作料が廃止となりました。農地の貸借をする際に賃借料をどのくらいの額が適当であるか判断するための情報として、平成28年1月～12月までに締結された賃借料(10a当たり)については次のとおりです。

田の部	那珂川町全域	平均額	最高額	最低額	集計の筆数	物納の平均値
		10,890円	18,000円	3,860円	217筆	56kg/10a
畑の部	那珂川町全域	平均額	最高額	最低額	集計の筆数	
		7,960円	11,800円	310円	24筆	

参考：物納の場合、米30kg当たり5,900円で換算し算出しています。

注意：賃借料については、情報を参考に圃場条件を考慮し、貸し主・借り主で決めてください。

【問い合わせ】那珂川町農業委員会 ☎ 0287-92-1185

第12回那珂川町文化祭 菊花盆栽展



浄法寺の小室清是さんが農業委員会長賞を受賞しました。

おめでとうございました。